邦和みなとゴルフ　ＩＣカード利用規約

第１条（規約の趣旨）

邦和みなとゴルフ（以下「当練習場」といいます。）は邦和みなとゴルフＩＣカード（以下「カード」といいます。）をこの規約に従って取り扱うものとし、邦和みなとゴルフＩＣカード利用者（以下「お客さま」といいます。）は、本規約に従ってカードを利用していただきます。

第２条（カードの種類）

当練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。

①利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録をしたカード（以下「登録カード」といいます。）

②利用者本人が、利用者登録をしていないカード（以下「未登録カード」といいます。）

第３条（カードのご利用方法）

①カードは、当練習場の施設利用および打球練習のお支払にのみご利用いただけます。

②カード発行の際は、発行手数料として 330 円(税込)をいただきます。

③カードをご利用の際は、予めご利用金額をカードへチャージ(ご入金)していただきます。

④カードのご利用は、ご本人に限ります。第三者に貸与・譲渡・質入・寄託することはできません。

⑤チャージは、当練習場に備え付けの自動受付機（ＡＴＭ）をご利用ください。

⑥カードにチャージできる金額の上限は 200,000 円です。

⑦カードのチャージ残額については、自動受付機（ＡＴＭ）またはフロントにてご確認いただけます。

⑧登録カード、未登録カードにかかわらず、複数のカードを所持する場合であってもチャージ残額及びポイントの合算はできません。

⑨利用する条件により、ポイントが付与されます。

第４条（カードがご利用いただけない場合）

①カードが偽造または、変造されたものであるとき。

②カードが違法に取得されたものであるとき。または、違法に取得されたカードであると知りながら取得されたとき。

③カードの破損、当練習場パソコンの故障、停電等により、ご利用可能残高を読み取ることができないとき。

④その他やむを得ない事由があったとき。

第５条（登録カードの再発行）

①登録カードのご利用可能残高の読み取りができず、またその記録に異常があった場合には、お客さまには、当練習場が定める方法で当該カードを提出し、再発行を受けることができます。

②前項の取扱いに際し、登録カードのご利用可能残高を、推計し、付与いたします。

③登録カードを再発行する場合は、再発行手数料 330 円(税込)を頂きます。

④再発行の際、従前のカードは無効となります。

⑤登録カードを再発行する場合は、本人確認のために身分証明書を提示していただきます。

⑥未登録カードは、いかなる場合でも再発行いたしません。

第６条（カード利用の停止・利用資格の喪失）

①お客さまが本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとします。

②カードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と求めた場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずして、カードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとします。

第７条（カードの失効）

①当練習場の機器を利用された日の翌日を起算日として２年間利用されなかった場合、当該カードに係るお客さまの権利（チャージ残額およびポイント残額を含む）は失効します。

②故意にカードを破損させた場合には、当該カードに係るお客さまの権利は失効します。

③当練習場は、お客さまが以下の各号のいずれかに該当した場合および当練習場の約款に基づき除名された場合、通知、催告を要することなくカード（チャージ残額およびポイント残額を含む）を失効させることができるものとします。

ⅰ）申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
ⅱ）暴力団関係者であることが客観的事実に基づき判明したとき
ⅲ）前号に該当する者を同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させたとき
ⅳ）本規約、利用約款、当練習場のその他諸規則に違反し、当練習場が利用者として不適格であると判断したとき
ⅴ）カード利用にあたり、不正な行為があったとき
ⅵ）死亡し、または保佐、後見開始の審判を受けたとき

第 8 条（カードの紛失、盗難等）
カードの紛失、盗難その他の事由で、第三者に不正使用されたことにより、損害が生じた場合であっても、当練習場はその責任を負いません。

第 9 条（カードの換金の原則禁止）
チャージされたＩＣカードのご利用残高（ポイントを含む）はいかなる場合にも返金いたしません。

第 10 条（天災等による損害）
天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、本練習場は責任を負いません。

第 11 条（登録事項の変更）
登録カードの利用者は住所、氏名、電話番号、登録の際の届け出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場へ連絡するものとします。

第 12 条（個人情報の利用）
当練習場は、登録いただいた個人情報を以下の目的で利用することがあります。
①お客さまに連絡をとる必要が生じた場合
②カードの再発行時等、お客さま本人であることの確認
③当練習場および東邦ガス不動産開発株式会社が運営する施設等のイベント、サービスの案内
④当練習場のサービス改善に関する統計データ作成

第 13 条（個人情報の管理）
①当練習場ではお客さまからいただいた個人情報は、必要な保護措置を行ったうえで適切に管理します。
②当練習場ではお客さまからいただいた個人情報は、以下の場合を除き、第三者に提供、又は開示いたしません。
ⅰ）お客さまの同意があった場合。
ⅱ）法令に基づき、公的機関から開示をもとめられた場合。

第 14 条（規約の改定）
①本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。その場合は一定の周知期間をとるものとします。
②当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
③前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第 15 条（合意管轄裁判所）
お客さまは、当練習場との間に紛争が生じた場合、名古屋簡易裁判所、または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附則　2016 年 2 月 18 日　制定・施行

〒455-0016　名古屋市港区河口町 1-48
東邦ガス不動産開発株式会社
邦和みなとゴルフ